

2024年10月4日

各位

小田急電鉄株式会社

一部規則の改定について

誠に勝手ながら、一部規則の改定を行います。詳細は、下記のとおりです。

記

- 1 改定規則
「ICカード乗車券取扱規則」第30条
- 2 改定日
2024年10月12日（土）初電より
- 3 改定内容
【別紙】新旧表をご確認ください。

以上

「ICカード乗車券取扱規則」新旧対照表 改定(20241012)

現行版	改定版
<p data-bbox="647 338 997 365">「ICカード乗車券取扱規則」</p> <p data-bbox="902 411 1486 474">旅通牒甲19第1号2007年3月14日制定 2023. 3. 18 旅通牒甲2023第2号改定</p> <p data-bbox="166 512 522 539">第8章 ICカードの相互利用</p> <p data-bbox="181 579 492 606">(ICカード等の相互利用)</p> <p data-bbox="166 613 1332 676">第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <p data-bbox="240 682 1466 1083"> (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」 (Welcome Suicaを含む) 追加⇒ (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」 (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」 (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」 (5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」 (6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」 (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」 (8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」 (10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」 (11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」 (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」 </p> <p data-bbox="219 1089 1332 1152">2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。</p> <p data-bbox="219 1159 1353 1255">3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。</p>	<p data-bbox="1991 338 2341 365">「ICカード乗車券取扱規則」</p> <p data-bbox="2217 411 2831 474">旅通牒甲19第1号2007年3月14日制定 2024. 10. 1 旅通牒甲2024第18号改定</p> <p data-bbox="1510 512 1866 539">第8章 ICカードの相互利用</p> <p data-bbox="1525 579 1837 606">(ICカード等の相互利用)</p> <p data-bbox="1510 613 2677 676">第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <p data-bbox="1584 682 2674 1083"> (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」 (Welcome Suicaを含む) (2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」 (3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」 (4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」 (5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」 (6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」 (7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」 (8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード (9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」 (10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」 (11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」 (12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」 </p> <p data-bbox="1564 1089 2677 1152">2 前項で定める一部のICカード乗車券について、ICカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。</p> <p data-bbox="1564 1159 2700 1255">3 第1項に定めるICカード乗車券において、この規則に定めのない事項については、法令、当社の旅客営業規則および第1項に定める各ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。</p>